

## 「知的財産争訟の合理的解決」を考える

茂田 隆 重\*



知的財産推進計画2004における「紛争処理機能を強化する」ための知的財産権をめぐる紛争の「合理的解決」に関しては、法務省法制審議会において、①特許権等に関する訴えの専属管轄化、②専門委員制度、③訴えの提起前における証拠収集手続きが、また司法制度改革推進本部においては、①特許権等侵害訴訟における無効の判断と無効審判との関係、②専門家の裁判官のサポート態勢、③侵害行為の立証の容易化が検討され、法体制が整備されてきている。この状況を踏まえ、企業経営の観点から知的財産に関する争訟の「合理的解決」について

一考する。

企業にとっての「合理的解決」とは、企業の経営戦略に合致した解決のことであり、まずその前提として、訴訟に至る前の交渉が重要であることはよく認識されているところである。知的財産に関する訴訟環境が整備されつつあるが、企業として訴訟に関わることによる、経済的、時間的、人的な負担はやはり相当のものである。また、各企業が徒に訴訟に走ることを裁判所は期待していないはずである。

知的財産に関する争訟交渉においては次の点に留意すべきであろう。知的財産に関する問題は、技術的な側面が大きく、自社技術の特徴を明確に主張できるようにすることが重要であるが、技術的な相違点のみに固執すると、交渉全体の構造を見る余裕がなくなりがちである。交渉の経緯に応じて、企業としてのスタンスを随時モディファイし、全体を眺めて、相手企業との交渉条件等を再度考察し、交渉を迅速に推進するプロセスの構築が必要であり、企業経営においてはこのプロセスを実現できる社内システムを構築しておくことが重要となるのである。企業は、技術的な視点から熟考されるべき側面と、経営的な視点から熟考されるべき側面と、法律的な視点から熟考されるべき側面とを融合させ、総合的に紛争解決の方法を再考することが、「合理的解決」に至る前提になると考える。

紛争解決について、裁判所による司法判断を仰ぐこととなった場合、裁判所が複雑な技術的思想についての判断を的確に行うのは困難ではないかという指摘がある。

裁判所（裁判官）は、両当事者間の争点を整理し、事実認定を行い、公平の観点から法律的判断を行うものである。従って、企業の技術的資産である知的財産権の司法的判断を仰ぐに当たり、裁判所が争点を理解しやすいように技術的内容をいかに論理的に説明するかは企業側の責任であり、この説明の如何が訴訟の結論に重大な結果をもたらすことを熟慮すべきである。

現状を鑑みると、本年4月1日より専門員制度が既に運用され（民事訴訟法第92条の2）、また来

\* 住友大阪セメント株式会社 専務取締役 Takashige MODA

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

年4月1日より技術的専門家である調査官の権限が拡大される（民事訴訟法第92条の8，裁判所法第57条）ことから，裁判所に対する技術的サポート体制は大幅に整備されるようになり，裁判所の専門的処理体制の一層の強化が図られる。しかし，知的財産訴訟は民事訴訟の一類型であり，基本的には当事者主義，弁論主義が妥当するものである。従って，当事者が提出しない証拠を探し出して判断の基礎とすることは許されず，いかに技術的専門家である専門委員及び調査官の技術的サポート体制が整備されても，裁判所が，真実探求の観点から，当事者の準備不足を補って判断することを意味するものではないと理解される。このような当事者主義のもとでは，必要な主張，立証はすべて当事者が負担すべきものであり，当事者責任の原則が妥当するという点に変更はないことから，裁判所に理解してもらうための一層の努力が不可欠である。この点が企業における紛争の「合理的解決」の実現を招くものになると推察する。

また，侵害訴訟と無効審判との両手続きが併走する場合，「紛争の合理的解決手段」の一つとして，「明らか」要件が撤廃されることとなった。これにより侵害裁判所における判断対象は拡大することとなる。一方でこれに伴う侵害訴訟の審理遅延や無効審判との判断齟齬を生じる可能性が高まることを，産業界は懸念する。訴訟において，無効の抗弁の主張・立証を円滑・迅速に進めることができるかどうかは，当事者主義，弁論主義が支配する訴訟手続きにおける当事者の訴訟活動の巧拙に，ますます大きく依存することとなろう。また判断齟齬については，訂正との関係で，口頭弁論終結において無効と判断されるものは請求棄却ができるという新法のもとでの紛争解決制度では，審理の進行状況及び訂正の有無等により，侵害裁判所は抗弁事実の存在を認定することによって請求をただちに却下する運用もありうる。従ってこのような予想外の不利益を企業当事者が被ることを回避するにあたっては，予め，資産としての権利の検証及び確定を行い，訴訟における主張，立証を円滑，迅速に進行させることが必要である。そのためには，例えばXとYの方程式を解く際に，係数をうまく掛け合わせて消去し，問題を簡潔に整理するという技術的手法に習い，技術と法律と経営との融合的手法を用いることこそが，企業における争訟の「合理的解決」の実現を招くものであろう。

企業経営の観点から，今後ますます増加すると思われる知的財産に関する争訟に対処するためには，この「合理的解決」に対応できる人材の育成が必要であり，技術部門，知財部門といった一部門だけではなく，会社全体として組織力の向上が急務であると認識している。